長与町農業委員会会議録

平成２９年２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年２月農業委員会総会

１．日時　　平成２９年２月２４日（金）　　９時４０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階第２会議室

３．出席委員（１３名）

会長　　１番　田中　稔

会長職務代理者　　２番　辻　末男

委員　　４番　入江　武則　　６番　河内　秀治　　７番　井上　良信

８番　柳原　厚志　　９番　山本　純博　　１０番　水谷　勉

１２番　柿本　香代　　１３番　上杉　司　　１４番　浅井　春千代

１５番　松尾　義徳　　１６番　柿本　尚文

４．欠席委員（３名）

３番　山口　益子　　５番　白﨑　純範　　１１番　柿本　正博

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　１０番　水谷　勉　　１２番　柿本　香代

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第６　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　森　省二

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係主任　　岩瀬　博暢

事務局　おはようございます。定刻を少し過ぎておりますが、総会を開催したいと思います。平成２９年２月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、１３人の出席であることを報告致します。本日の欠席者は、３番、山口益子委員、５番、白﨑純範委員、１１番、柿本正博委員の三人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　おはようございます。

それでは、平成２９年２月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。１０番、水谷勉委員、１２番、柿本香代委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案農地法第５条の規定による許可申請が２件、第３号議案農用地利用集積計画が６件と第４号議案では、第３号議案の６件目の案件にしたがって、農用地利用配分計画案の意見聴取が１件出されております。

第３号議案の６件目と第４号議案については、農地中間管理機構との貸し借りに関する議案です。そして報告事項では、農地法第５条の届出が３件となっております。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。では第１号議案農地法第３条の許可申請について説明を事務局からお願いします。

事務局　それでは第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。申請地が、長与町岡郷（地番）、畑、５，４９１㎡、と（地番）、畑、１１６㎡、同じく（地番）、畑、１０２㎡合計で５，７０９㎡です。農地区分は、農用地区域の３筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、時津町浜田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買での所有権移転です。譲受人の農地取得に至った経過は、備考欄に記載していますが、譲受人は平成２８年より申請地において譲渡人の指導の下農業研修を行い、今回当該地を買い入れ新規就農するということです。農業従事に関する内容は、記載しているとおりです。都市計画区域外です。

３条の申請が出された折は、申請者、譲受人が農地の取得の適合者であるか、または、その土地に不都合なことがないかなどを審査する上で、権利移動の制限に関する事項の第１号から７号までの要件に該当しないことが条件となっていますが、該当しないことを報告いたします。

申請地を申し上げます。２ページをお開き下さい。岡郷の国道２０７号線の〇〇地区、（事業所名）の前、北側の傾斜地の３筆になります。以上です。

議　長　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　現地確認を２月２０日に（譲受人）さん、（譲渡人）さん、行政書士の方、事務局の方と行いました。

説明のとおり現地は、先月の総会で農業振興地域の農用地除外の申請のあった（施設名）用地の隣接地です。譲渡人は高齢で農業を継続できないということで、規模縮小で譲り渡すということです。譲受人の（氏名）さんは今回、新たに農地を取得して新規就農されます。農地の形状は、ミカンとビワが作付けされています。立地については非常に急傾斜で、園内道の整備につきましては、道路より海岸側について動力運搬機が通る程度の幅員１ｍ前後の園内道が１本ありますが、今後の省力化、効率化の作業を考えてモノレールを設置したい。畑の横道の園内道を設置したいという話を当日されておりました。それで労働力は、４人と書いてありますが、この内訳は、ご夫婦と子ども２人です。時津町の方で新規就農者でございますし、時津町農業委員会へ農家台帳への登載申請を行いますかと尋ねたら、農家台帳登載申請を行いますとのことでした。生産物の販売はどうされますかと尋ねたら、ＪＡの組合員になり、特売所へ販売していきたいとのことでした。今後とも楽しく農業に取り組んで行きたいとおっしゃっていましたので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議　長　ただ今、説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

１０番、水谷委員。

１０番　植栽計画を教えてください。

１６番　現在、みかんを植栽されており、管理は剪定と間伐をされておりました。また、欠損地については若木の補植をされておりました。今後ともみかんを作って行きたいとお見受けしました。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。

４番、入江委員。

４　番　結構広い土地だと思われますが、譲受人のご夫婦の年齢はわかりますか。

１６番　（譲受人）さんは〇〇歳です。（譲渡人）さんは〇〇歳です。

４　番　子どもさんの年齢はわかりますか。

１６番　　○○歳で、学校を卒業されているようです。

４　番　　子どもさんの職業はわかりますか。農業はしたことがありますか。

１６番　　そこまでは聞いておりません。
それから付け加えますが、農業機械の施設整備につきましては、徐々に整備をしていくとの考えでございます。

会長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第３条の許可申請を決定することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、決定することに致します。
次に、第２号議案農地法第５条の許可申請について説明を事務局よりお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農地法第５条の規定による許可申請について議案書の１ページをお開き下さい。整理番号１、申請地は、長与町丸田郷（地番）、畑、５３５㎡。農地区分は、農用地区域外の１筆です。申請者は、使用貸人が、長与町丸田郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、住宅建築。使用貸借権の設定で、権利の存続期間は３０年となっています。
施設概要は、建築面積８８．１９㎡の木造平屋建て住宅です。使用貸人の（氏名）氏に対して、使用借人の（氏名）氏は娘婿という関係になります。住宅建築のことを使用貸人に相談したところ同人、自宅近くに自己所有物件があり申請地を住宅用地として提供することになった。
申請地は、最高０．５ｍの盛土、最高１．０ｍ、最低０．５ｍの切土を行い宅地造成する予定であり工事の際に擁壁を設け土砂流出等被害が生じないように措置を講じる。申請地の周辺には前面に道路、後ろ面に山林、上段に農地、下段に宅地があります。農地側には進入

路をはじめ４ｍ以上の間隔を確保し、下段の平屋建てであることからも、近傍農地への日照、風通し、耕作等への影響は無いと想定されます。雨水排水は溜枡を設置し、汚水、生活雑排水は公共下水道となります。都市計画法第２９条第１項の規定による開発許可は、同時申請中ということです。市街化調整区域になります。

なお、立地基準は３種農地、一般基準については書類と現地での確認上、問題はございません。

２ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。丸田郷の〇〇アパートから上りますと、（施設名）がありますが、そこから図面の示しますとおり最短で約１５０ｍ行った道路の右側になります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１３番、上杉委員。

１３番　　備考欄に詳しく書いてありましたとおり、（使用借人）さんの家は、（使用貸人）さんの兄弟の家に囲まれた所です。特に問題はないと思いますが、私が心配しているのは、この宅地の後ろの山が家より低いスロープになっています。土石が流出することを心配しています。それで現地でこの件を確認しました。擁壁を設けてとなっていますので注意していきます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

１２番、柿本委員。

１２番　　先ほど使用貸借権が３０年間と説明がありましたが、なぜ３０年間でしょうか。

事務局　　（使用借人）さんは、（使用貸人）さんの娘婿になります。将来的には、相続します。所有権を移すことができるのが３０年くらいを想定しています。

議　長　　説明が終わりましたが

他に意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第５条の許可申請を進

達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。続けて２件目の説明をお願いします。

事務局　　議案書の３ページをお開き下さい。整理番号２、申請地は、長与町岡郷（地番）、畑、３０６㎡と同じく（地番）、畑、２９㎡の合計面積３３５㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。申請者は、使用貸人が、時津町久留里郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、住宅建築で使用貸借権の設定で権利の存続期間は３０年となっています。施設概要は、木造瓦葺２階建、建築面積は６６．６６㎡です。使用貸人の（氏名）氏に対して、使用借人の（氏名）氏は娘婿という関係になります。住宅建築のことを使用貸人に相談したところ、同人の所有物件の中に適度な広さの土地があり、申請地を住宅用地として提供することとなった。

また、建築可能な道路に面し、排水についても道路側溝が整備されており、宅地造成工事等による周辺の土地に影響が及ばない場所であることからも、農地ではあるが当該地を選択することとなった。申請地は、盛土、切土等は行わず現状のまま利用する。宅地の整地工事のみで排水施設を施すため、周辺の土地へ被害の恐れはないものと想定される。申請地の東側に位置する近傍農地は一段高い土地で、北西側は間隔をあけて建築するため、日照、風通し、耕作等への影響はないものと想定されます。雨水排水は溜枡を設置し、汚水、生活雑排水は公共下水道となります。

なお、立地基準は２種農地、一般基準については、書類と現地での確認上問題はございません。都市計画区域外です。

次に４ページをお開き下さい。申請場所を説明いたします。浜崎から旧道前田川内を通って行くこともできますが、岡郷、国道２０７号線の（事業所名）先を右側の町道へ入り〇〇バス停付近から左へ上りますと〇〇跡地、〇〇公園を通り約５０ｍ上がった左側になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明があったらお願いします。

１６番、柿本委員。

１６番　　２月２０日に現地確認を行いました、特に問題はありません。現在、作付けも無く更地の状態です。周辺は宅地化されており近くの農地にも影響は無いと思われます。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　この進入路は、その他の道路となっていますが、道路の種類と幅員はわかりますか。

１６番　赤道ですが、赤道を拡幅されて幅員は５メートル程ありますので、これを利用されるそうです。

１０番　公衆用道路なのか、誰かの農道なのか、所有権の問題はありませんか。

１６番　道路の上の方には、みかん畑がありますが、それに通じるところの赤道の拡幅をされており、その点について私も心配になりましたのでお伺いしたところ別段、問題ないとのことでした。

議　長　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。この農地法第５条の許可申請を進達することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。続いて第３号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　それでは第３号議案農用地利用集積計画に入りますが、１ページから４ページの例月、規定、集計表等については省略させていただきます。
それでは議案書の５ページをお開き下さい。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。所有権を移転する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長崎

市女の都（地番）。所有権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、畑、２８５㎡と同じく（地番）、畑、８９７㎡の２筆で、所有権の登記の有無は所です。利用目的はみかんです。所有権の移転時期は、平成２９年３月１日。対価としては、２筆で〇〇円の現金払いです。対価の支払い期限と引渡しの時期は、所有権の移転時期の平成２９年３月１日と同日扱いとなります。

次に、利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係は、売買となります。この１件目は、説明のとおり通常の貸し借りに伴う利用権設定ではなく所有権の移転で、町長部局所管の産業振興課で両申請者にかわって嘱託登記を行うための申請になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。斉藤郷、（学校名）正門前を通り、（事業所名）の角を左折して、時津方向に上りまして、長与側の峠付近から右折し、少し進みますと（氏名）さん宅がありまして、図面で見ます付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　今日は、地区担当委員の５番、白﨑純範委員が欠席されておりますので、代わって事務局からは、ありませんか。

事務局　　２月７日に現地を確認いたしました。２月８日に白﨑委員、事務局、（譲渡人）氏、（譲受人）氏と集まって協議を行いました。２筆とも遊休農地でございまして、（譲受人）さんに所有権が移った後は、みかん栽培をすることになります。特に問題はありませんと白﨑委員よりお言葉をいただきました。

議　長　　他の委員さんからご意見、質問はありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　　経過の中で、売買の前に貸し借りをしていた所ですか。

事務局　　当事者間の貸し借りは無く、所有権移転となります。

議　長　　他の委員さん方は、ありませんか。
１６番、柿本委員。

１６番　　農地の所有権移転は、農地法第３条に基づくものと、利用増進計画に基づくものがありますが、利用増進計画に基づいた所有権移転には譲渡所得に税が課税されると思われますが、

その点について説明をお願いします。以前は、３条の所有権移転については、長期、短期の特別控除がありましたが、現在はありません。利用増進計画に基づいた所有権移転については、特別控除があるようですが、上限を教えてください。

議　長　　事務局は、分かる範囲で答えてください。

事務局　　上限については、８００万円です。

議　長　　他に、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　ご意見、質問が無いようですので、これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。２件目～５件目については、地区の関連もありますので続けて説明をお願いします。

事務局　　続いて９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，１０２㎡、と（地番）、田、６７９㎡の２筆です。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年３月１日から３５年２月２８日までの６年間で、年間借り賃は２筆で、〇〇円です。継続になります。

次に１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，６７１㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は野菜です。平成２９年３月１日から３４年２月２８日までの５年間で、年間借り賃は、〇〇円です。継続になります。

次に１７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、

長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，２２４㎡です。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年３月１日から３４年２月２８日までの５年間で、年間借り賃は、米〇〇ｋｇです。継続になります。

次に１９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、１，４１４㎡と（地番）、田、１，３６３㎡の２筆です。利用権の種類は、２筆とも賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２９年３月１日から３４年２月２８日までの５年間で、年間借り賃は２筆で、米〇〇ｋｇです。継続になります。設定場所を申し上げます。

２１ページをお開き下さい。なかなか説明しづらいのですが、図面の〇〇〇橋と〇〇寺、県道長崎多良見線をもとに（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）以上６筆の申請位置を確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま説明が終わりましたが、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

８番、柳原委員。

８　番　　９ページから説明いたします。借主の（氏名）さんは、１ｈａ以上、自作地があり、水稲、野菜、ハウスビワを作っておられますので、機械関係も揃っており耕作の適任者だと思います。

１３ページになりますが、貸主の（氏名）さんは、高齢のため水稲の耕作ができなく、借主の（氏名）さんは、野菜、水稲を作っており、野菜は非常に熱心に作っておられ、（店舗名）の役員もされている方です。継続のため問題ありません。

１７ページの貸主の（氏名）さんは、３年ほど前にご主人を亡くされ、息子さんも（他県）に転勤となり耕作ができないため、（氏名）さんに貸していらっしゃいます。これも継続のため問題ありません。以上で説明を終わりますが、事務局から場所の説明がありましたが、三根の（施設名）の近くで、いずれも区画整理を行っているため、耕作しやすい所です。

議　長　　地区担当委員さんから説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。

次に６件目に入る訳でございますが、３号議案の６件目については、冒頭に申し上げたとおり第４号議案の農用地利用配分計画案と、関連した議案となりますので、併せて審議することにいたします。

それでは、第３号そして、第４号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について続けて説明して下さい。

事務局　　２２ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、６１４㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容は水田です。平成２９年３月３０日から３４年３月２９日までの５年間で、年間借り賃は米〇〇ｋｇです。新規です。

２６ページをお開き下さい。設定場所を申し上げます。地図を見てもらえば分かると思いますが、国道２０７号線〇〇〇地区で（事業所名）の角を〇〇公民館の横をとおり、約５０ｍ行った場所になります。昭和５６年～５７年の圃場整備区域内になります。

次に第４号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂、長崎市江戸町２番１３号。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷（地番）、田、６１４㎡です。利用権の種類は、賃借権で利用内容は水田です。平成２９年３月３０日から３４年３月２９日までの５年間で年間借り賃は米〇〇ｋｇです。５年間の間、米を作らなくなった場合、米の替わりに、〇〇円支払うということになります。新規です。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律の第１８条で農地利用配分計画が示されており第１９条で必要があると認める場合は農業委員会の意見を聴くものとすると定めておりますので意見あり、なしを求めるものでございます。

今後も、農地中間管理事業を活用した農地利用については、意見あり、なしを求めることになります。以上で説明を終わります。

議　長　　地区委員さんが、欠席ですので、みなさん方から何か質問はありませんか。

１６番、柿本委員。

１６番　　農地中間管理事業の推進が始まっていますが、これまでの実績はどれぐらいありますか。

事務局　　この事業が始まってから３件目です。

１６番　面積はわかりますか。

事務局　機構への貸付については、今年度は、今回が初めてとなります。昨年、２件ありまして、１ｈａ弱です。

議　長　他にありませんか。
１０番、水谷委員。

１０番　現在、農地中間管理機構でＡｔｏＡを推進されているようですが、動きはどうですか。

事務局　今、ずっとＡｔｏＡの推進を行っているようです。聞いているところでは来月の総会に議案として上がるように動いているようですが、具体的な件数は聞いておりません。

議　長　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。まず、第３号議案の６件目の利用権設定からですが、説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。
続いて、第４号議案の２ページの意見書に、意見なしまたは、意見ありのどちらかを第３号議案の６件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。
意見無しの方は、挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　　挙手された委員が全員で、過半数を超えていますので、意見なしで、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局　　別紙の、平成２９年２月農業委員会総会報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出です。１．当事者の氏名、住所、職業、譲渡人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)。建築業です。譲受人は、(氏名）さん、会社員、(氏名）さん、看護師、長崎市大宮町（地番）にお住まいです。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、５９㎡と併用地の（街区番号)、山林、１３２㎡の合計面積１９１㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２９年２月８日。５．専決処分の日は平成２９年２月１０日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年２月２４日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に２ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、(会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博多区博多駅前（地番)、不動産業者です。譲受人は、(氏名）さん、(氏名）さん、長崎市花園町（地番)。お二人とも会社員です。２．土地の所在等、ヴューテラス長与北陽台の（街区番号)、１５２㎡と（街区番号)、３２㎡の合計面積１８４㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は平成２９年２月１３日。５．専決処分の日は、平成２９年２月１４日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年２月２４日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に３ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、ヴューテラス長与北陽台の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

４ページをお開き下さい。１．当事者の氏名・住所・職業、譲渡人は、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)、無職です。譲受人は、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)、自営業です。２．土地の所在等、高田南土地区画整理事業内の（街区番号)、１９８㎡です。３．転用計画は、宅地造成。４．申請日は、平成２９年２月１０日。５．専決処分の日は、平成２９年２月１３日。以上のとおり長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年２月２４日長与町農業委員会事務局長森省二。

次に５ページをお開き下さい。届出の場所を申し上げます。各街区の位置につきましては、高田南土地区画整理事業内の計画図でご覧頂くということで省略させていただきます。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年２月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。